

子ども・子育て支援新制度について

平成 24 年 8 月に国会で子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月に本格的にスタートする見込みです。

このページは、この新制度について、概要などをご紹介します。

この3つの法律
を基とする制度
です。

子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法（地域の子ども・子育て支援の充実を目指す）
- ・ 認定こども園法の一部改正（認定こども園制度を拡充）
- ・ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法その他関係法律の規定の整備）

「子ども・子育て支援新制度」ってどんな制度？

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりを目指すこととなっています。

子ども・子育て支援新制度の目的は？

子育てをめぐる課題の解決に向け、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされています。そのために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つが目的とされています。

質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」

保育の量的拡大・確保

待機児童解消のため、保育の受入人数を増やす

地域の子ども・子育て支援を充実させる

子育ての相談や親子が交流する場、一時預かりの場を増やすなど

子ども・子育て会議について

「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたって、各市町村で子ども・子育て支援事業計画の策定等を行います。この計画には子育て当事者の意見を反映させるために、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業に関わる方などで構成する市町村ごとの子ども・子育て会議の設置が求められています。国は既にこの「子ども・子育て会議」が設置され、検討が進められています。

福生市では、平成25年6月議会において、「福生市子ども・子育て審議会条例」が可決されました。平成25年8月には「第1回福生市子ども・子育て審議会」を開催する予定です。

審議会委員は、14名以内の委員で構成されます。

委員は、保育園や幼稚園、小学校に通っている保護者の方、学識経験者、市内保育園の園長、幼稚園の園長、小学校長、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募の市民の方、関係行政機関の職員などで構成します。

地域のニーズに応じた子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を目指します。

- ◆地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問事業
- ◆延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ◆放課後児童クラブ（学童クラブ）
- ◆妊婦健診 など

地域のニーズに応じて、子どものいるすべての家庭を対象に多様な支援の充実を目指します。

財源の確保は？

「社会保障と税の一体改革」の中で、消費税の引き上げにより国は財源を確保することとなっています。この財源によって、施設整備の促進など、保育の「量」の拡大や、職員の処遇の改善など、保育の「質」の向上を図ることとなっています。

新制度による支援のスケジュール

